

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月8日
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、2018年11月1日を効力発生日として、当社の企業間取引の決済サービスシステム事業を「株式会社トラスト&グロース」に承継させる吸収分割を行うことに關し、2018年7月28日に開催する定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トラスト&グロース (2018年11月1日以降の商号：株式会社ラクーンフィナンシャル)
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 秋山 祐二
資本金の額	490百万円
純資産の額	774百万円(2018年4月30日現在)
総資産の額	1,058百万円(2018年4月30日現在)
事業の内容	保証事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2016年4月期	2017年4月期	2018年4月期
売上高	666,644千円	720,616千円	792,316千円
営業利益	120,968千円	177,881千円	176,161千円
経常利益	121,982千円	178,283千円	175,063千円
当期純利益	77,608千円	118,363千円	119,661千円

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 株式会社ラクーン 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が全額出資する完全子会社です。
人的関係	株式会社トラスト&グロースの取締役は、当社の取締役が兼務しております。
取引関係	当社は、株式会社トラスト&グロースの売掛債権の保証サービスを利用しております。また、経営指導料及び賃貸不動産の賃料等を受領しております。

2. 当該吸収分割の目的

当社は「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業として、スーパーデリバリーを主力とするEC事業(※1)、Paid事業(※2)、保証事業(※3)の3事業を展開しております。これまで3事業とも順調に成長しており、売上、利益ともに年々拡大を続けております。しかしながら、当社といたしましては、現状よりも成長スピードを加速させ、さらなる売上、利益の拡大を実現し、企業価値の向上を図っていくことが必要であると考えております。具体的にはこれまで培ってきた既存事業の成長スピードを上げてまいります。加えて、今後、積極的に新規事業の創出や、M&Aを実施してまいります。このような取り組みにより、当社グループ全体の売上、利益の力強い成長を図っていく方針です。そのために経営管理体制を再構築する必要があると判断し、本吸収分割を含む組織再編により、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

(※1) アパレル及び雑貨を取り扱う企業間取引(B to B)サイト「スーパーデリバリー」が主力の事業

(※2) 企業間取引で発生する「請求書発行」から「代金回収」まですべてを代行する事業

(※3) 企業間取引で発生した売掛金が未回収になった際に取引先に代わって売掛金を支払う事業

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容及び吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、株式会社トラスト&グロースを承継会社とする吸収分割の方法によります。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割に際して、株式会社トラスト&グロースは当社の完全子会社であるため、株式、金銭その他の一切の財産の交付をいたしません。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記(2)に記載のとおり、株式の割当ては行いませんので、記載事項はありません。

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社が2018年6月8日開催の取締役会で承認した吸収分割契約は、後記のとおりです。

4. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ラクーンフィナンシャル
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 秋山 祐二
資本金の額	490百万円
純資産の額	547百万円
総資産の額	4,117百万円
事業の内容	フィナンシャル事業

(注) 分割する純資産及び総資産の金額については、2018年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としているため、上記の金額に効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定します。

吸収分割契約書

株式会社ラクーン（以下「甲」という。）と株式会社トラスト&グロース（以下「乙」という。）は、甲の企業間取引の決済サービスシステム事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、本日、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本吸収分割により、第5条に定める効力発生日をもって、甲が本事業に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に対して承継させ、乙はこれを承継する。

2 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：株式会社ラクーン

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

なお、甲は、平成30年11月1日をもって株式会社ラクーンホールディングスに商号変更するものとする。

（2）吸収分割承継会社

商号：株式会社トラスト&グロース

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

なお、乙は、平成30年11月1日をもって株式会社ラクーンフィナンシャルに商号変更するものとする。

（承継する権利義務）

第2条 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務及び契約上の地位の内容については、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、承継する権利義務のうち資産および債務の評価については、平成30年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2 前項の債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

3 第1項に定める乙が承継する権利義務等のうち、その移転のために、監督官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、本吸収分割により乙に移転承継する。また、承継する契約及びそれに基づく権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。

4 甲は、第1項に定める乙が承継する権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他一定の手続きを必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続きを行う。この場合の登記手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

（分割に際して交付する金銭等）

第3条 乙は、本吸収分割に際して、本吸収分割により承継する権利義務の対価たる株式その他の金銭等の交付は行わない。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（効力発生日）

第5条 本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年11月1日とする。ただし、本吸収分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（本契約の承認等）

第6条 甲は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項の規定に基づき、株主総会において本契約の承認を得るほか、関係法令により必要となる手続きを行うものとする。

2 乙は、効力発生日の前日までに、関係法令により必要となる手続きを行うものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

(費用負担)

第8条 本吸収分割の効力発生日までに発生する本吸収分割実行にかかる手続費用は、甲乙協議の上、負担者を定めるものとする。

(競業避止義務)

第9条 甲は、本吸収分割の効力発生後においても、本事業に関し、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更又は分割契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は、本契約を解除できる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認が得られなかった場合、国内外の関係法令により必要となる監督官庁の承認等が得られなかった場合若しくは当該承認等に本吸収分割の実行に重大な影響をきたす条件、制約等が付された場合には、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、乙がその原本を、甲がその写しを保有するものとする。

平成30年6月8日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
(甲) 株式会社ラクーン
代表取締役 小方 功

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
(乙) 株式会社トラスト&グロース
代表取締役 秋山 祐二

(別紙)

承継権利義務明細表

1. 承継する資産、債務その他の権利義務の明細

(1) 承継する資産

効力発生日における本事業に係る以下の資産

- ① 普通預金
- ② 売掛金
- ③ 未収入金
- ④ 前払費用
- ⑤ 仮払金
- ⑥ 短期繰延税金資産
- ⑦ ソフトウェア
- ⑧ 承継する契約に基づく債権
- ⑨ 上記①から⑧までに付随する一切の資産

(2) 承継する債務

効力発生日における本事業に係る以下の債務

- ① 買掛金
- ② 短期借入金
- ③ 未払金
- ④ 仮受金
- ⑤ 預り金
- ⑥ 預り保証金
- ⑦ 承継する契約に基づく債務
- ⑧ 上記①から⑦までに付随する一切の債務

(3) 承継する契約

効力発生日における本事業に関する一切の契約（ただし、雇用契約を除く）

(4) 許認可等

甲が本吸収分割の効力発生日において、本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

以上